

扶養控除を受けられる所得の範囲について

市・県民税や所得税の申告で、被扶養者になれる合計所得金額は48万円以下です。所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

※分離課税の譲渡所得で特別控除を適用している人は、特別控除前の金額で被扶養者になれるかを判定します

収入の種類	被扶養者になれる収入金額
給与等のみの人	103万円以下
公的年金等のみの人	65歳未満…108万円以下 65歳以上…158万円以下

市・県民税、森林環境税の非課税の範囲

●市・県民税均等割、森林環境税 非課税限度額

次に該当する人は、市・県民税と森林環境税は課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者^{注1}、寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が次の①または②に該当する人（下表参照）^{注2}

- ① 扶養親族がない場合……380,000円以下
- ② 扶養親族がいる場合……280,000円×（扶養人数+1）+268,000円以下

扶養の人数（配偶者含む）	0人	1人	2人	3人	4人
非課税となる合計所得金額の限度	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円

^{注1} 未成年者とは、令和6年1月1日現在18歳未満（H18.1.3以降生）の人です

^{注2} 扶養になっている場合でも、本人の合計所得金額によっては市・県民税が課税される場合があります

●市・県民税所得割非課税限度額

前年の総所得金額等が次の①または②に該当する人は、市・県民税の所得割は課税されません。（下表参照）

- ① 扶養親族がない場合……450,000円
- ② 扶養親族がいる場合……350,000円×（扶養人数+1）+420,000円以下

扶養の人数（配偶者含む）	0人	1人	2人	3人	4人
非課税となる総所得金額等の限度	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円

市の申告会場にお越しいただくときに必要なもの（チェック欄としてお使いください）

- ① 申告者の本人確認書類の原本（身元確認書類+番号確認書類）^{注1}
- ② 被扶養者のマイナンバーのわかるもの…コピーや控えでも可
- ③ 給与所得の源泉徴収票の原本……勤務先が発行したもの全て
- ④ 公的年金等の源泉徴収票の原本……厚生労働省など公的年金等の支払者が発行したもの
- ⑤ 収支内訳書……農業や不動産、営業の所得がある人は事前に作成してください
- ⑥ 支払証明書の原本……個人年金などの受け取り金額の分かる証明書、計算書など
- ⑦ 保険料控除証明書の原本……社会保険料、生命保険料、地震保険料など（年末調整したものは不要）
- ⑧ 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書…明細書は事前に作成してください
- ⑨ 申告者本人名義の還付用または振替納付用の口座情報（新規の振替手続を希望する人は金融機関の届出印）

^{注1} 本人確認書類の例

〈例1〉マイナンバーカード

〈例2〉通知カード（記載情報と現状に相違がないもの）+運転免許証または公的医療保険の被保険者証など

※郵送、窓口の提出用投函箱で提出する場合は、コピーの添付が必要です

市・県民税申告書の提出先

↓ 切り取って封筒に貼ってお使いください

〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町180番地1
南魚沼市役所
税務課 市民税係 行
【市・県民税申告書 在中】

●申告書の提出用に投函箱を設置します

設置場所：A 税務課、大和・塩沢市民センター
B 申告会場（市民会館多目的ホール）

設置期間：令和6年2月16日（金）～3月15日（金）

投函できる時間：A 平日 午前8時30分～午後5時15分

B 平日 午前9時～午後4時

B 休日相談会日 午前9時～午前11時

確定申告書も投函できます。申告書（記入済）に必要な書類（原本）とマイナンバー及び身元確認書類のコピーを添付し、封筒に入れて投函してください（切手不要）